

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 交付金（総流防）効果促進事業 土砂災害啓発検討業務

(2) 箇所名

県内一円

(3) 業務の目的

令和6年12月末時点で約2.7万箇所の土砂災害警戒区域を指定しているが、令和7年度以降、新たに指定基準を満たすとして抽出した約1万箇所で基礎調査を行い、区域の追加指定を行う予定である。

また、それら多くの土砂災害警戒区域等で発生する土砂災害から県民の生命を守るため、ハード（施設整備）とソフト（警戒避難体制整備）の両面から総合的な土砂災害対策を推進している。

しかし、対策を推進するにあたっては突発性が高く予測が困難という土砂災害の特徴や地域における土砂災害リスクを住民が十分に把握できていないこと、土砂災害に即した避難行動を十分に周知できていないこと、等の課題を抱えている。

本業務では、県が土砂災害警戒区域等の指定や施設整備の際に開催する住民説明会において、土砂災害の特徴やリスク、とるべき避難行動等を普及啓発するために用いるコンテンツ用映像の検討及び作成を目的とする。

(4) 業務概要

土砂災害啓発検討 一式

(5) 業務内容

1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を把握し、業務の目的を理解した上で、業務計画書を作成し、業務工程

計画とともに提出する。

2) 住民説明会啓発動画の検討及び作成

土砂災害警戒区域等の指定や施設整備の際に開催する住民説明会において、土砂災害の特徴やリスク、とるべき避難行動等を普及啓発するために用いるコンテンツ用映像を検討及び作成する。

① 資料収集整理

過去に実施した土砂災害警戒区域等の指定や施設整備の際に開催する住民説明会、防災学習会の資料を収集・整理する。また、近年の土砂災害発生状況、対策施設の整備状況、警戒避難体制の整備状況、土砂災害警戒区域等の指定状況等に関する資料についても収集・整理する。

② 啓発動画の作成方針検討

収集・整理した資料および総合的な土砂災害対策の課題などをとりまとめ、動画による作成範囲や手法、時間などの前提条件を検討し、土砂災害防止法や総合的な土砂災害対策についての理解を促進させる作成方針の検討を行う。

③ 啓発動画の基本構成と各構成内容等の検討

②の作成方針を踏まえ、啓発動画の基本構成を検討する。構成内容としては、「土砂災害とは」、「土砂災害防止法とは」、「基礎調査とは」、「砂防堰堤とは」、「警戒避難体制とは」など、説明会担当者が活用しやすく、住民にとって関心の高まる構成とする。動画時間は、各構成映像の合計30分程度のフルバージョンと15分程度の短縮バージョンの2パターンを想定している。

④ 啓発動画のシナリオ作成と制作

③の基本構成と各構成内容を参考に、各構成映像のシナリオの検討を行い、啓発動画を作成する。最終確定版について音響効果やナレーションを入れて制作する。

3) 土砂災害啓発動画の検討及び作成

住民説明会、防災学習会、土砂災害に関する各種イベントでの活用を想定し、VRゴーグルを利用した総合的な土砂災害対策を学習する動画を作成する。

① 資料収集

過去に作成した総合的な土砂災害対策に関する映像、写真、パンフレット等を収集する。

② 啓発動画の基本構成の検討

収集した資料を参考に、VRゴーグルを利用し、土砂災害の危険性や対策施設の重要性をリアルに体感できる動画構成、撮影ポイント等を検討する。

動画は3箇所以上（1コンテンツ3分程度）を想定している。また、現地状況で1箇所につき数コンテンツ検討を行う場合がある。

なお、動画はVRゴーグルの使用を推奨されていない小学生向けにモニターでの視聴も検討すること。

③ 現地撮影

②で検討した基本構成を踏まえ、VRゴーグルで視聴可能な360°映像の撮影を行う。

④ 啓発動画制作

収集した映像・写真や新たに撮影した映像を使用し、基本構成に沿ってVRゴーグル用動画の制作を行う。

⑤ VRゴーグルの購入・調整

制作した動画を視聴するためのVRゴーグルを20台購入し、動画のインストール及び調整・編集を行う。

VRゴーグルの仕様は下記と同等以上とする。

- ・ゴーグルは顔に装着し、VR映像を視聴するタイプ
- ・メモリRAM4GB以上、ROM32GB以上
- ・4K対応
- ・内蔵バッテリー充電式

4) 報告書の作成

業務の成果として、報告書を作成する。報告書の作成にあたって、仕様書に定められた検討項目に対応させて、その検討過程と共にとりまとめる。VRゴーグルについては、取扱説明書を作成すること。

5) 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の5回以上とする。初回及び成果品の納入時については管理技術者及び照査技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受注者が行い、打合せ後、速やかに提出する。

(6) 技術提案を求める具体的内容

- 1) 効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画
- 2) 土砂災害の特徴やリスク、とるべき避難行動等を普及啓発するための説明用動画の構成に関する具体的な提案
- 3) 土砂災害の危険性や対策施設の重要性をリアルに体感するためのVR動画の構成に関する具体的な提案（VRゴーグルの利用を想定しているが、他の技術提案も可）

(7) 履行期限 契約日の翌日から令和7年12月22日まで

(8) 業務実施上の要件

- 1) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- 2) 本業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

(9) 成果品

- 1) 報告書（電子媒体及び紙媒体） 1部
  - 2) 制作動画 一式
  - 3) VRゴーグル 一式
- (10) 業務予算額 概ね 19,800 千円（税込）

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
  - ア 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 30 年長野県告示第 588 号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A に格付けされている者であること。
  - イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 4 年 10 月 1 日付け告示第 640 号）第 1 の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録を受けている者。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種・類似業務及び業務の施行に関する要件

災害に関する住民啓発のための映像検討又は作成業務を履行した実績を有していること。

※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成21年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。

(13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

(16) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

(17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（16）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 実績は、平成21年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 入札参加資格の登録状況、保有する技術職員の状況、同種実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

(係長) 鈴木 祥一 (担当) 小林 星哉

電話 026-235-7316

ファクス 026-233-4029

メール sabo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月21日（金）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

持参する場合の提出時間は午前9時から午後5時までとし、長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）は除きます。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（17）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付資料を含む）の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定し

ません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のア又はイのいずれかに該当する者であるか</li> <li>ア 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること</li> <li>イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日付け告示640号)第1の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録されているか</li> </ul>
2 技術職員の状況 (専門分野別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門分野の技術職員の在籍状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該業務の実施に必要な技術職員がいるか</li> </ul>
3 同種業務の実績 (会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種業務の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種業務の実績があるか</li> </ul>
4 配置予定の 管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定技術者の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定技術者が適当か</li> </ul>
5 再委託又は技術協力の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか)</li> <li>・ 再委託先の選択は適正か</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか）</li> <li>・技術協力を求める先の選定は適切か</li> </ul>
--	--	---

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、砂防課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）
- ③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。
- ④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 同種業務は、平成21年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務とする。
- ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
- ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和7年2月25日(火)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和7年2月26日(水))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年3月7日(金)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

持参する場合の提出時間は午前9時から午後5時までとし、休日は除きます。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。技術提案書の補足説明資料がある場合は、技術提案書提出時に提出することができます。提出後の技術提案書及び補足説明資料の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和7年3月14日(金)(変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者25分程度(説明20分、質疑5分)を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 プロジェクターおよびスクリーンは県で用意します。そのほか投影操作用のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (10点)	資格 (5点)	管理技術者の資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (建設—河川、砂防及び海岸・海洋) ②技術士 (建設—河川、砂防及び海岸・海洋)
	実績 (5点)	管理技術者の同種業務の実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者として従事した実績
費用 (10点)	費用の妥当性		・当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか
技術提案の内容 (65点)	技術提案の的確性 (5点)		・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか
	技術提案の個別審査 (60点)		・的確性、実現性に優れた提案内容であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ費用も企画提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果 (100点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求められます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）
- ③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

- ④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

- ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。